

～いじめを生まない土壌づくり～  
徳島県立阿波西高等学校学校いじめ防止基本方針

徳島県立阿波西高等学校では、学校教育全体を通して、生徒の豊かな心の育成、他者を思いやる心や正義を重んずる強い心等、人間性を育みいじめを生まない土壌づくりに取り組むため、徳島県立阿波西高等学校いじめ防止基本方針を策定いたしました。

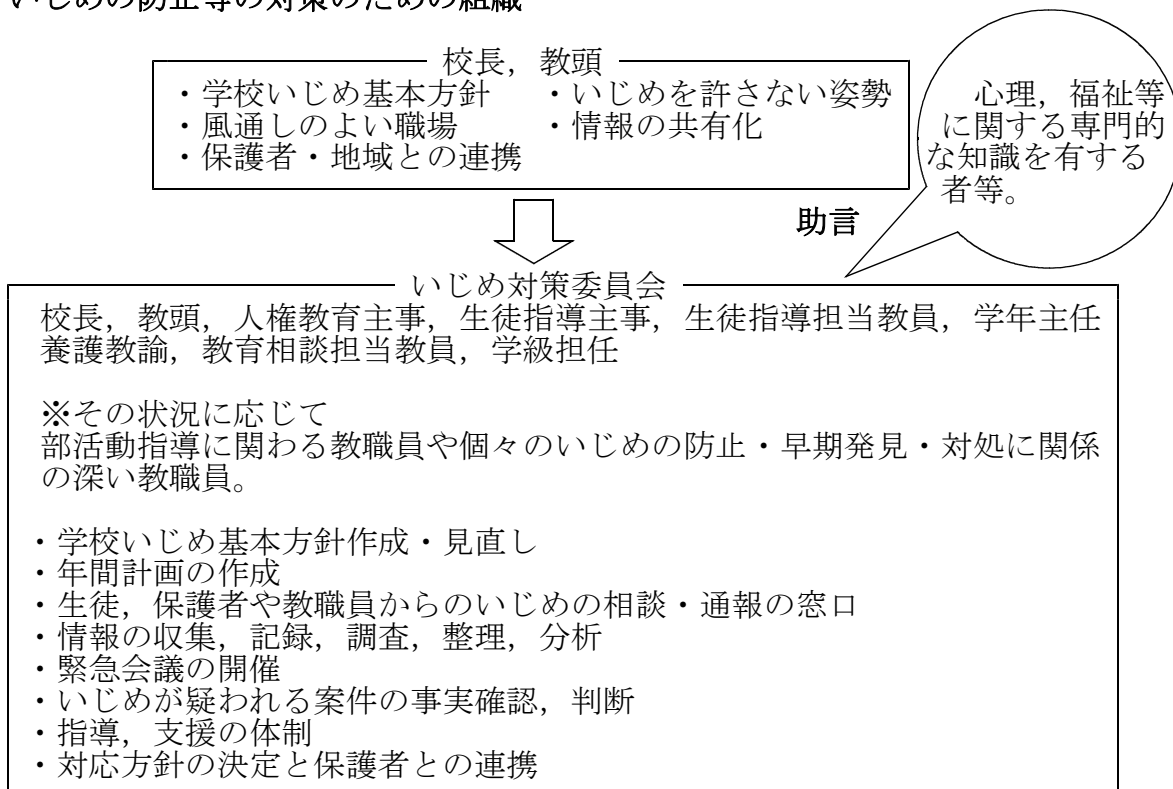
いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうる問題として捉え、学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

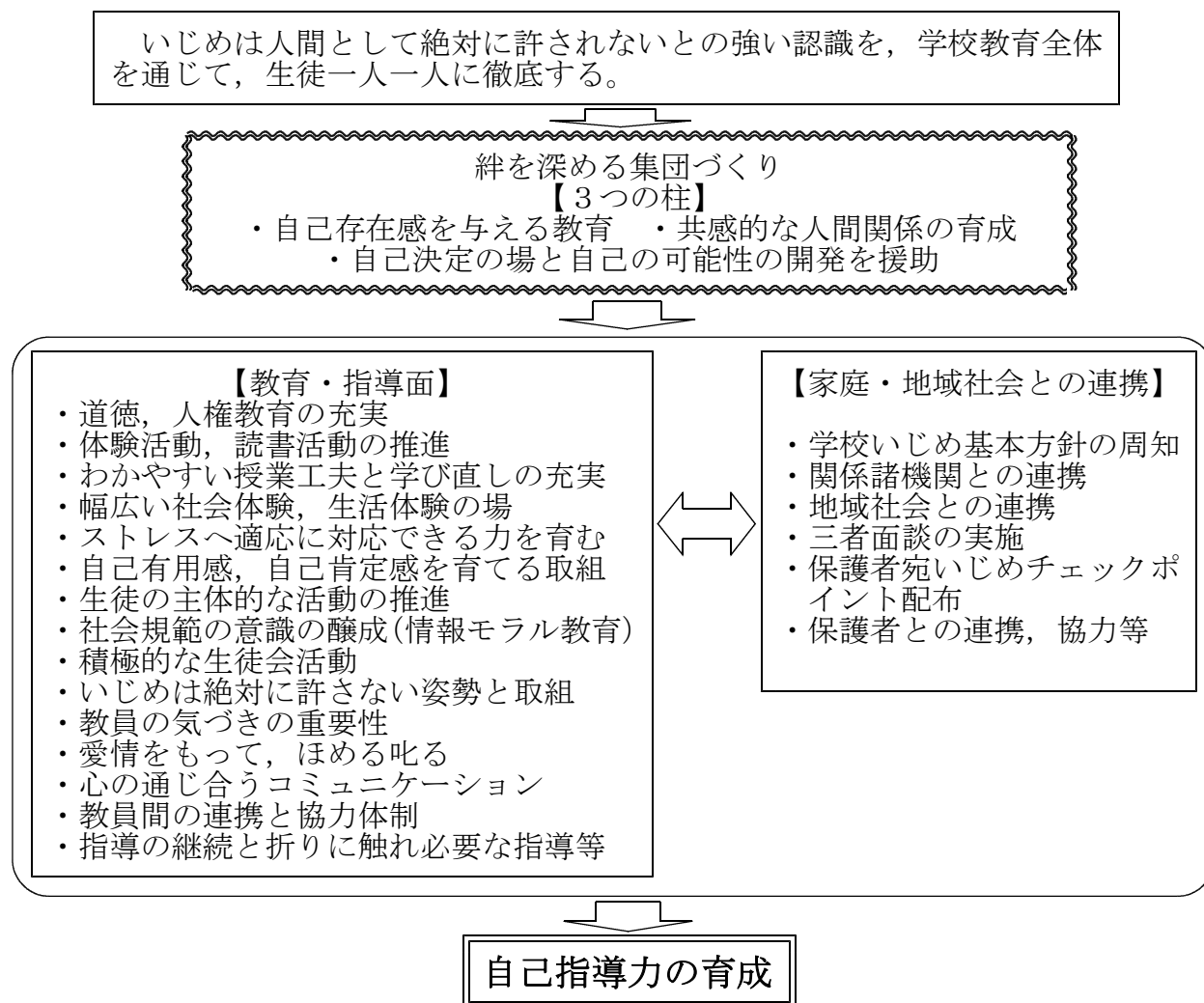
## 2 いじめの防止等の対策のための組織



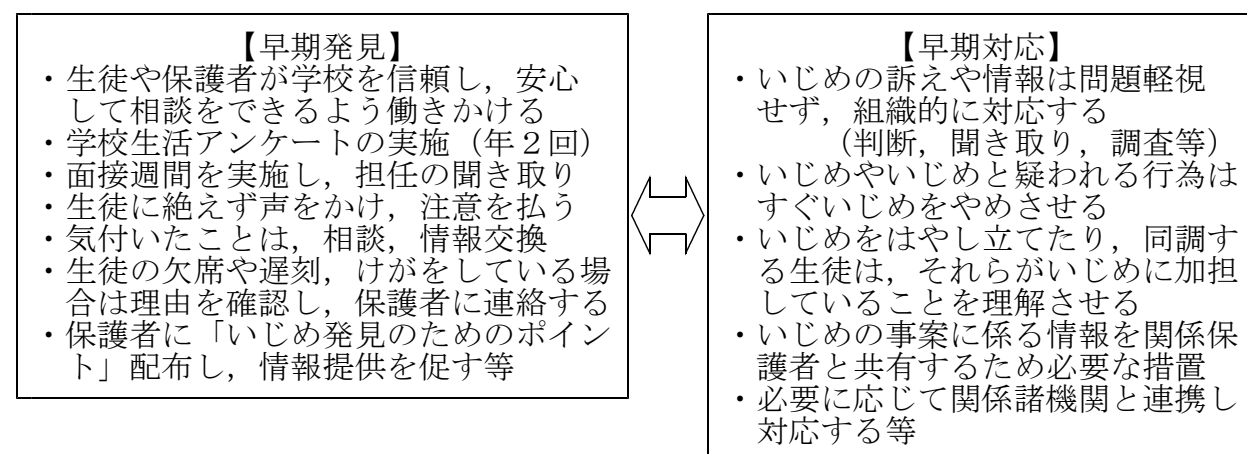
### 3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者，さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに，教員に相談すれば，秘密の厳守はもとより，教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど，生徒はもとより，保護者も気軽に相談できる体制を整備し，保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し，必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して，広く教育相談が利用されるよう，学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

### 4 いじめの未然防止のための取組



### 5 早期発見・早期対応の在り方



## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

### (2) いじめられた生徒、保護者への支援

- ① いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

### (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

### (4) 他の生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

### (5) 教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合は、学校長が速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

### (6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

## 7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

## 8 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、重大事態として直ちに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と連携して対処する。

## 9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 10 年間計画

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	1 年	2 年	3 年
4 月	学校基本方針の説明, 指導体制や指導計画の公表・周知 生徒指導校内研修 人権教育職員研修	個人面談 人権問題意識調査 校内体験学習 (人間関係トレーニング)	個人面談 人権問題意識調査 遠足	個人面談 人権問題意識調査 遠足
5 月	問題行動の共通理解 PTA総会 保護者向けチェックリスト配布	教育相談週間 学年集会	教育相談週間 学年集会	教育相談週間 学年集会
6 月	アンケート調査 アンケート調査分析 教員向けチェックリスト配布	携帯電話安全教室 学年集会 個人面談 人権HR活動	携帯電話安全教室 学年集会 個人面談 人権HR活動	携帯電話安全教室 学年集会 個人面談 人権HR活動
7 月	長期休業前の講話 学級経営チェックリスト配布	球技大会 三者面談	球技大会 三者面談	球技大会 三者面談
8 月	1 学期取組点検評価・改善 取組の成果等の情報発信と保護者啓発 中高連携情報交換会	三者面談	三者面談 インターンシップ	三者面談
9 月	2 学期の取組確認と情報共有	学年集会 文化祭 体育祭	学年集会 文化祭 体育祭	学年集会 文化祭 体育祭
10 月		学年集会 教育相談週間 いじめ問題HR活動 校外清掃奉仕活動	校外清掃奉仕活動 学年集会 教育相談週間 いじめ問題HR活動 校外清掃奉仕活動	学年集会 教育相談週間 いじめ問題HR活動 校外清掃奉仕活動
11 月	アンケート調査 アンケート調査分析 教員向けチェックリスト配布	学年集会 人権HR活動 個人面談	学年集会 人権HR活動 個人面談	学年集会 人権HR活動 個人面談
12 月	長期休業前の講話 2 学期取組点検評価・改善 学級経営チェックリスト配布	球技大会 学年集会	球技大会 学年集会	球技大会 学年集会
1 月	3 学期の取組確認と情報共有	学年集会 校内体験学習振り返り(人間関係トレーニングのまとめ)	学年集会 人権HR活動 修学旅行	学年集会
2 月	学級経営チェックリスト配布 校内研修	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間
3 月	1 年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	学年集会	学年集会	